

京都府人権教育・啓発施策推進懇話会の概要について

(第48回、令和2年度第2回)

- 1 日 時 令和2年8月28日（金） 午後2時00分～3時45分
- 2 会 場 京都ガーデンパレス『葵』
- 3 出席者 坂元座長、阿久澤副座長、康委員、武田委員、白浜委員、十倉委員
外村委員、中西委員（石津委員、藤原委員、中村委員 欠席）
京都府：人権啓発推進室長、教育庁人権教育室長他 関係部局職員
- 4 傍聴者 なし
- 5 開 会
- 6 議事の概要

(1) 意見交換

<主な質疑・応答>

◆ 平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況について

前回懇話会における確認事項を踏まえ、資料1-1、1-2を各委員から事前に意見聴取。資料1-3として取りまとめ、委員意見のうち質問の多かった国際課、教育庁、人権啓発推進室から説明。教育庁は、資料1-4「人権教育に関する教職員の意識調査」結果報告書の概略も説明

【委員の意見】

- 委員意見の回答からは、真摯で前向きな姿勢を感じるが、課題も記載していただけると実情が理解できるので、今後、課題も含めて報告を検討いただきたい。

◆ 京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）改定について

資料2-1、2-2、2-3により、計画改定(案)について事務局から説明

【委員の意見】

《ヘイトスピーチ》

- 現在の記載内容では、府民の中に外国籍府民も含まれていると思うが、当事者の視点が弱い。当事者である外国籍府民の心身を傷つけている状況を加えてほしい。
- ヘイトスピーチに関して、京都のガイドラインは、言動要件又は迷惑要件を並列にしたという点では全国的にも高い評価を受けている。

《新型コロナウイルス感染症》

- 今後、グローバルな人の往来が再開したことを考えると、この感染症の初期段階で起こった海外の特定地域の排斥にも、触れていた方がよい。
- 誰もが感染する可能性のある病気であり、正しい知識に基づく行動が求められている。感染者が居住する地域や企業、学校全般をとらえて差別することがあってはならないことを加えてほしい。

◆ 京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）に関する府民調査について

資料3-1により、事務局から概要について説明

【主な質疑・応答】 (○：委員、●：事務局)

(1) 意見交換

◆ 平成31年度（令和元年度）人権教育・啓発事業実施状況について

《外国籍府民への新型コロナウイルス感染症に関する情報》

- 外国籍府民の人口比率では、技能実習生の方も増えてきており、新型コロナウイルス感染症の情報については、英語、中国語のほかにベトナム語を使うなど可能な限り対応言語を増やせるよう取り組んでいる。
- 委員の意見について、きちんと回答していただき、真摯な姿勢を感じるが、苦勞している点を記載してほしい。外国人への災害情報の発信の場合、ベトナム語やフィリピン語等に対応できる人材の確保が難しいのではないかと感じている。同様に、災害情報におけるSNS（フェイスブックやツイッター）等をチェックしているが、肝心の情報が手に入らないことがある。災害時は人が足りず現場が大変だという課題となっている点も踏まえて、報告を検討いただきたい。

《「まなび・生活アドバイザー」及び「家庭教育アドバイザー」の支援の状況》

- 「まなび・生活アドバイザー」は、未配置校では、年間4回以上巡回配置しているが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、補正予算を組み、週1回派遣を行っている。「家庭教育アドバイザー」は、前身の「訪問型家庭教育支援事業」から継続で、希望があった3市町に配置している。

《人権教育に関する教職員の意識調査結果について》

- 昨年度、府内の公立学校に勤務する教職員1万400人の30%に当たる3,120人を対象に実施。報告書は、4月に各府立学校及び公立小・中学校（京都市立を除く）に配布し、府教委ホームページにも掲載している。
本年度は、新型コロナウイルス感染症により、集合型研修ができない中、校内研修を充実させるために、研修指導用のリーフレットを作成。意識調査の内容を抜粋する形で課題となる部分について複数回発行予定であり、7月に第1号を全教職員に配布し、近日中に第2号を作成する。各教育局へ調査結果の説明にも行っており、各校の管理職や人権教育担当からは、課題が浮き彫りになり、研修の重要性を再認識したという声を聞いている。
教職員の人権意識の高揚及び人権教育を推進するために総合教育センターなどとも連携して、研修の充実改善に活かしていきたい。

◆ 京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）改定について

《インターネット社会における人権の尊重について》

- 国において、プロバイダー制限責任法の議論されており、発信者情報開示の在り方について7月10日に中間取りまとめがされている状況であり、国の動向に注視しつつ、京都府が実施している人権問題法律相談、人権相談機関とも連携して精神的なサポートを図っていききたいということにさせていたが、国の審議状況を踏まえ、地方公共団体の責務が明らかになれば、記載変更もありうる。

《ヘイトスピーチについて》

- ヘイトスピーチに関する記載のうち「広く府民に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、」というのは、当然府民の中に外国籍の方も入っている訳だが、この言い方だと当事者の権利侵害になるということが伝わってこない。
- ヘイトスピーチ解消法は、禁止法ではないため、権利侵害と言いだすと、法的にどの権利侵害指すのかというのを書かないといけないだろう。今日も新聞報道で、法務局がヘイトスピーチに該当すると判断した一方で、人権侵害というものについては、認定しなかった。権利侵害があったかどうかということについて、具体的にどういう損害があったか認定できなかったと推測すべきだ。
- 法律的に記載が難しい問題があるのだったら、当事者の生活を破壊するということがわかるような

ことを入れてほしい。今の内容では弱い。

- 「外国人に対する偏見や差別意識を生じさせることにも繋がりがねないことから、」というのも日本人の府民が念頭にあるような文章に感じる。ヘイトスピーチというのは、外国人、外国籍府民の心身を傷つけるだからいけないんだということを書いていただきたい。
- 本日の委員の御意見を踏まえ、表現の仕方については、御相談させていただきます。
- ヘイトスピーチに関しては、日弁連でも意見書を出す予定にしているが、京都のガイドラインが、言動要件又は迷惑要件を並列にしたという点では全国的にも高い評価を受けている。

《新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷について》

- 当初感染があまり広がっていない時は、特定地域の出身者に対して誹謗中傷が非常にきつかったが、それが市中感染となった時に記載している状況となった。また、グローバルな人の行き来が始まるとそういったものが増えてくると思うので、海外を含めた特定地域の排斥というのを入れた方がいいと思う。
- 今後、国際的な交流や人の往来が再開すれば増えてくると思われるため、時系列で入れる方向で検討したい。
- 誰もが感染する可能性のある病気であり、正しい知識に基づく行動が求められている。感染者が居住する地域や企業、学校全般をとらえて差別することがあってはならないことを加えてほしい。
- 最近の事例では他府県の大学で全然関係のない学生がバイトから排除される問題もでてきており、過度な差別についても書いてもらおうと非常に啓発としてわかりやすい。
- このコロナ感染症はどんなに気をつけても感染してしまうことがある病気なので、コロナ感染症をめぐる差別の問題はいつ自分が被害者になるかわからないものだとすることを啓発の中心に据えてほしい。そうすると過剰な攻撃的な意識が少しはなくなるのではないかと、帰省まで制限するような社会風潮が、経済活動の自粛にもつながっている。意識の修正をしていくのが大切であり、特に京都府から啓発していただけるとわかりやすく訴えることができると思う。
- ウイルスは見えないため、可視化された存在がどうしても感染者であったり、その家族であったり、医療従事者であるため、そういう人々に対して攻撃的になったり、カテゴライズして攻撃する。
- 京都府のみならず、8月11日には、全国知事会からも、ウイルスは敵ではない誰もが感染するのだと広く国民への呼びかけと差別はしないという宣言をしている。同じ組織に所属する皆が過剰な差別を受けるとするのはあってはならないことだと思いますので、今、御指摘いただいた通り考えたい。

《新型コロナウイルス感染症に関する情報保障について》

- 聴覚障害の方への情報保障も難しい。全国の知事会見で全部手話通訳がついたとのことだが、Zoom等のWeb会議システムだと小さすぎて見えない等の問題がある。
- 京都府では、関係条例も制定し、知事記者会見の他、府議会の質問等でも手話通訳をつける等努力している。

《災害時の配慮における「ユニバーサルデザイン化」という表現について》

- 「ユニバーサルデザイン化」という言葉が使われているが、国連が推奨している訳ではないものの、国際的にはスフィア基準（権利基盤型アプローチ）という災害の基準があるので、参考までにお伝えする。

◆ 京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）に関する府民調査について

- 回収率の目標は？
- 前回調査は3,000人対象で50%強の回答があり、今回、回収率を上げるためネット回答も併せて実施したいと考えている。